

# 糸魚川市立糸魚川東中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本方針は、人権尊重の理念及びいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という）第 13 条の規定に基づき、糸魚川市立糸魚川東中学校のすべての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）」の根絶を目的に策定するものである。

## 1 いじめ等の防止のための基本方針

### (1) いじめ等に対する基本的な考え方

#### ①いじめ等（いじめ及びいじめ類似行為）の定義

「いじめ及びいじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの及び、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（法第 2 条第 1 項による）

#### ②基本理念

いじめ等は、いじめ等を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめ等を行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないように、いじめ等が心身に及ぼす影響その他のいじめ等問題に関する生徒の理解を旨として、いじめ等の防止のための対策を行う。

#### ③いじめ等の禁止

生徒は、いじめ等を行ってはならない。

#### ④学校及び教職員の責務

いじめ等はどの学校にも、どの生徒にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒に「いじめ等は絶対に許されない」という理念を促していくことが必要である。そのため、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめ等防止と早期発見に取り組むとともに、いじめ等が疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に務める。

#### ⑤保護者の責務

保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、保護する児童等がいじめ等を行うことがないように努める。また、保護する児童がいじめ等を受けた場合は、適切にいじめから保護するとともに、保護する児童に被害の事実が明らかになった場合は、保護者として責任のある行動をする。糸魚川東中学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

### (2) いじめ等防止のための取組方針

①いじめ等防止の取組を、未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

②いじめ等防止に関する取組の年間計画を作成する。

③学校評価において、いじめ等の実態把握及びいじめ等に対する措置について定期的に評価し、取組に見直しと改善を図る。

④校内研修等において、本方針に対する教職員の共通理解を図るとともに、いじめ等防止に対する意識の啓発と、いじめ等防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤保護者・地域に対して、本校のいじめ等防止の取組についての理解と協力を働き掛けるために、広報と意識啓発を行う。

## 2 いじめ等防止のための基本的な施策

### (1) 基本となる取組

#### ①いじめ等の未然防止のための取組

ア 教育活動全体をとおして、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。

- イ 道徳の時間を要として、体験活動との関連を図りながら、道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ウ 生徒が自主的にいじめ等防止について学び、主体的にいじめ等防止に取り組む生徒会活動の充実を図る。
- エ インターネットを通じて行われるいじめ等を防止し、及び効果的な対処のために、生徒・保護者に対するネットモラル指導の推進を図る。
- オ いじめ等防止について、本校学区内 2 小学校との連携を常に行うとともに、保護者・地域への啓発と連携を図る。

②いじめ等の早期発見のための措置

- ア いじめ等の早期発見のために、在籍する生徒に対する定期的な調査等を実施する。

- ・生徒対象の*いじめに関するアンケートでの調査（毎月）*
- ・生徒対象の*教育相談を通じた調査（年 2 回）*
- ・保護者対象の学校評価アンケートでの調査

※調査等の記録は 5 年間保存する。

- イ 生徒及び保護者が、いじめ等に係る相談を行うことができる相談窓口の設置と周知を図る。
- ウ 教職員のいじめ等の早期発見に係る資質向上を図るための研修を年間計画に位置付けて実施する。

③いじめ等の解消の要件

- ア いじめ等に係る行為が相当の期間止んでいること。  
(相当の期間とは 3 か月を目安とする。)
- イ いじめ等を受けた生徒が心身の苦痛を感じない状態となっていること。

(2) 学校におけるいじめ等防止のための対策のための組織の設置

①設置する組織

法第 22 条を受け、本校に、いじめ等防止に関する措置を実効的に行うための組織（以下「組織」という）として、「いじめ・不登校等対策部会」（校内での略称は「生徒指導部会」とする）を置く。

②組織の構成員

本組織の構成員は、校長（教頭）の監督・指導のもと、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、子どもの教育相談員とする。

③会議の開催

会議は定例会を週 1 回開催し、いじめ等発生時は緊急に開催する。

④組織の果たす役割

本組織が、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。また、以下の役割を果たす。

- ・いじめ等の相談・通報の窓口となる。
- ・いじめ等の疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集・記録・共有を行う。
- ・いじめ等の疑いに関する情報があった際は緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者・関係機関との連携等、組織的対応の中核となる

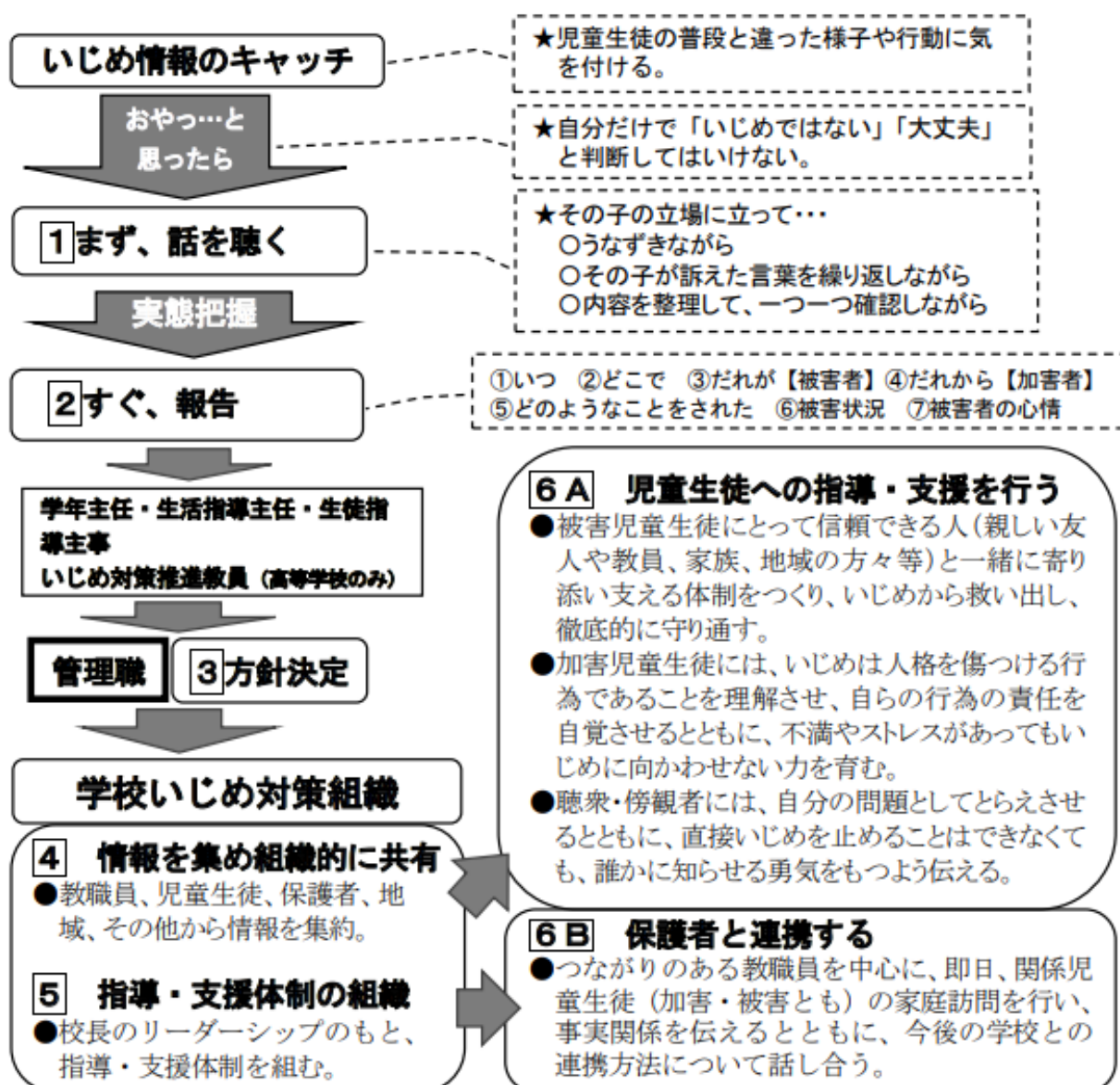
(3) いじめ等発生時の措置

- ①いじめ等に係る相談を受けた場合は、組織で情報確認手段を検討し、速やかに事実確認を行う。
- ②いじめ等の発生が確認できた場合、組織に当該学年主任、当該学級担任、特別支援教育コーディネーター等を加え、情報を基に対応策を協議し、全教職員の共通理解を図る。
- ③発生したいじめ等に対しては、その解消まで以下の取組を継続して行う。
  - ア いじめ等をやめさせ、いじめ等を受けた生徒を確実に見守り保護する。また、必要に応じ、別室の確保や関係機関の支援を受ける。
  - イ いじめ等を受けた生徒の家庭を訪問し、保護者に謝罪するとともに事実関係と当面の対応を説明し、解消に向けた学校との連携についての保護者の意思を確認する。
  - ウ いじめ等を行った生徒に、いじめ等は人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめ等に向かわせない指導と、保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
  - エ いじめ等を見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめ等を止めることができなくても誰かに知らせよう勇気をもつよう指導する。
  - オ いじめ等に関係する保護者必要な情報と学校の対応を説明する。
  - カ その他の生徒に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において、関係する生徒・保護者のプライバシーの保護に配慮しながら、当該事案の説明と指導を行う。
  - キ いじめ等に関係した生徒と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめ等の解消と再発防止を図る。

# 初期対応の流れ

## まずは報告、組織で対応！

新潟県いじめ等防止のための資料集より



### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態とは

- ①いじめ等により、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合。(自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、精神性疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合等が該当する。)
- ②いじめ等により生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められた場合。(相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合等、日数だけでなく個々の状況等を十分把握した上で判断する。)
- ③その他、組織が重大事態と判断する場合。

#### (2) 重大事態発生時の対処

- ①校長は、重大事態が発生した旨を糸魚川市教育委員会に速やかに報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。
- ②本校が調査主体となった場合は、以下の対応をとる。
  - ア 当該事案の性質に応じて、組織に専門家を加え、調査体制を強化する。
  - イ 組織による、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施する。
  - ウ いじめ等を受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
  - エ 調査結果を糸魚川市教育委員会に報告する。
  - オ 糸魚川市教育委員会の指導・助言を受けながら、必要な措置をとる。
  - カ 報道機関への対応が必要になった場合は、教頭が窓口となり対応する。
- ③糸魚川市教育委員会・警察等が調査主体となった場合の対応
  - ア 調査主体の調査に必要な資料の提出、部屋の提供等、調査に協力する。

#### (3) その他

生徒や保護者からいじめ等により重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめ等の結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事案が発生したもものとして報告・調査に当たる。

### 4 学校評価における留意事項

いじめ等の実態把握及びいじめ等に対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。

- ①いじめ等の早期発見の取組に関すること
- ②いじめ等の未然防止の取組に関すること

## 5 いじめ等防止のための年間計画

月	早期発見のための取組	未然防止（起こさない）のための取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎職員朝会での学年別生徒情報交換の実施（通年）</li> <li>○職員会議、運営委員会での情報交換（通年）</li> <li>○週1回のいじめ・不登校等対策部会の開催（通年）</li> <li>○学校生活に関するアンケート①</li> <li>○いじめアンケート（毎月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月1回の学習参観日の設定（通年）</li> <li>○学校生活オリエンテーション</li> </ul>
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧6年生担任との情報交換会</li> <li>○中学校区子どもをはぐくむ会①</li> <li>○中学校区生徒指導小中情報交換会①</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談①</li> <li>○QUアンケート①</li> </ul>	
7月		○中1チャンス部活動体験・小中交流会
8月		
9月		
10月	○QUアンケート②	○中1チャンス
11月	○学校生活に関するアンケート②	○いじめ見逃しゼロスクール集会
12月	○教育相談②	
1月		○体験入学
2月		○中学校区子どもをはぐくむ会②
3月		○活動のまとめ・中学校区生徒指導小中情報交換会②